

平成29年3月市議会定例会提出議案の概要（事件決議及び条例）

議第16号 市道路線の認定について

道路法第8条の規定により、12路線について市道に認定し、維持管理しようとするものです。

議第17号 市道路線の変更について

道路法第10条の規定により、2路線の市道を変更しようとするものです。

議第18号 土地の処分について（山形中央インター産業団地分譲用地）

山形中央インター産業団地分譲用地の一部の売却について、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものです。

議第19号 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を決定することについて、山形市病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により、議決を求めようとするものです。

議第20号 山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の設定について

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等の規定に基づき、任期を定めた職員の採用及び当該職員の給与の特例に関し必要な事項を定めようとするものです。

議第21号 山形市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例の設定について

障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、基本理念並びに市の責務、市民及び事業者の役割等について、必要な事項を定めようとするものです。

議第 2 2 号 山形市都市計画法第 3 4 条第 1 1 号の規定に基づく土地の区域の指定等に関する条例の全部改正について

魅力ある居住環境の充実と移住定住の促進や集落の維持・活性化を図るため、市街化調整区域内における開発行為の規制を緩和するなど、所要の改正をしようとするものです。

議第 2 3 号 山形市個人情報保護条例及び山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をしようとするものです。

議第 2 4 号 山形市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

児童福祉法の改正に伴い、規定の整備をしようとするものです。

議第 2 5 号 山形市特別職の職員の給与に関する条例及び山形市特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例の一部改正について

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団員の処遇を改善しようとするものです。

議第 2 6 号 山形市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

平成 1 8 年の給与構造改革に伴い実施された経過措置を廃止しようとするものです。

議第 2 7 号 山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

中核市移行に向けた準備を進めるため、市に移譲される事務等に関し必要となる特殊勤務手当を追加するなど、所要の改正をしようとするものです。

議第 28号 山形市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

通勤災害の対象となる通勤の範囲を改定するなど、所要の改正をしようとするものです。

議第 29号 山形市市税条例等の一部改正について

地方税法の改正等に伴い、法人市民税法人税割の税率の引下げ、個人市民税の住宅ローン減税措置の対象期間の延長及び軽自動車税の環境性能割の創設等について、所要の改正をしようとするものです。

議第 30号 山形市特定非営利活動法人に対する市民税の課税免除に関する条例の一部改正について

特定非営利活動法人の設立を支援し、活動基盤の早期確立とその活動を促進するため、軽自動車税の環境性能割の課税免除をしようとするものです。

議第 31号 山形市手数料条例の一部改正について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、新たな手数料を定めようとするものです。

議第 32号 山形市火災予防条例の一部改正について

建物等の利用者の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るため、法令違反のある防火対象物について違反内容の公表を実施するほか、消防用設備等の技術上の基準に係る規定の整備をしようとするものです。

議第 33号 山形市社会教育委員等に関する条例の一部改正について

児童文化センターを廃止しようとするものです。

平成29年2月16日

市長記者会見資料

消防署二署制の運用開始並びに西消防署の開署式について

1. 開催日時

二署制の運用開始 平成29年4月1日

西消防署の開署式 平成29年4月1日 午前9時から

2. 開催場所

山形市西消防署（現西崎出張所）

3. 目的

奥羽本線の東西間の消防力の均衡を図ることを目的として整備してきた西崎出張所を、平成29年4月から消防署に格上げし、消防署二署制として、東消防署（現消防署本署）、西消防署（現西崎出張所）での運用となるため、それぞれの管轄出張所について広く市民（管内住民）に周知を図る。

<資料参照>

4. 出席者（来賓）

山形市議会議長をはじめとする市議会関係者、山形県関係者、山辺町長、中山町長のほか、近隣自治体の消防団長・消防長、消防関係団体

5. 内容

（1）テープカット

（2）訓練塔の披露

- ・火災消火室 実際の火災を想定した消火訓練
- ・高層建物火災を想定したはしご車での救助訓練
- ・その他訓練

6. その他

今後、広報やまがた、市政の目等々で広く広報を図る。

問い合わせ先

消防本部総務課

TEL023-634-1199

内790-222